

## 福井市監査告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和元年度定期監査の指摘事項等について、改善状況を確認したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年10月19日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 福井市監査委員 | 谷 | 川 | 秀 | 男 |
| 福井市監査委員 | 滝 | 波 | 秀 | 樹 |
| 福井市監査委員 | 今 | 村 | 辰 | 和 |
| 福井市監査委員 | 下 | 畑 | 健 | 二 |

### 1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

### 2 監査の対象

#### (1) 対象所属等

総務部

未来づくり推進局

清水総合支所

#### (2) 監査範囲

令和元年度定期監査（所属別定期監査）における指摘事項等に係る事務

### 3 監査の着眼点（評価項目）

財産管理事務について福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）等に準じて適正に行われているか。

### 4 監査の実施内容

#### (1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員からの聴取を実施した。

(2) 監査の実施期間

令和2年8月12日から同年10月13日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、適切に処理されていた。